

■法人化によるメリット

法人化のメリットをおおまかに整理すると、①経営の強化、②節税、③制度資金の枠拡大、④社会保険の充実、⑤意識の転換、などがあげられます。なかでも関心が高いのは税金面でのメリットだと思います。

税金面で、法人化のメリットのある経営体の条件としては、主に①農業所得が八〇〇万円程度ある、②売上高が四〇〇万円程度ある、③贈与税の納税猶予を受けていない、の三点があげられます。以下それぞれの条件について概説します。

■所得税の節税

問題となるのは家族全体の農業所得ではなく、事業主の所得です。ここで簡単な試算をしてみましょう。青色申告を前提として、青色申告特別控除前の所得金額が八〇〇万円の農業経営体の税金はいくらになるでしょうか。

◆個人経営の場合

八〇〇万円からまず青色申告特別控除額の三五万円が課税対象から控除されます。かりに基礎控除などの各種所得控除の合計額が一〇〇万円とすると、所得税の年税額は一〇九万五〇〇〇円になります。

◆法人経営の場合

法人で事業主に八〇〇万円の給与を支払うとすると、一八九万五〇〇〇円の給与所得控除が受けられます。一般にサラリーマンは必要経費が認められない代わ

りに、いわば概算の経費として、給与所得控除が認められています。これが法人化の大きなメリットとなります。所得控除額の合計を一〇〇万円とすると給与所得に対する年税額は七二万一〇〇〇円となります。

これで個人経営と法人経営の納税額の差は三七万四〇〇〇円にもなります。

◆法人のみに課せられる税金

一方、法人化すると法人税や法人住民税、事業税が新たに課税されます（農業生産法人の要件を満たす農事組合法人については、事業税は非課税）。法人住民税には、都道府県民税と市町村民税があり、それぞれに法人税割と均等割があります。これらの税金のうち、法人住民税の均等割については、年間で最低五万円だったのが平成六年度の税制改正で七万円となりました。この七万円については、たとえ法人が赤字であっても納めなければなりません。

また、法人に利益がでた場合、利益に対して最低でも法人税が二八％、法人住民税が約五％、事業税が六％の合計約三九％の税金がかかってくる。

かりに年間一〇〇万円程度の利益を見込んだとすると、これに対して約三九万円。住民税の均等割を足して約四六万円の税金がかかる計算になります。一方、

いままでの事業主に対する給与の額は一〇〇万円少ない七〇〇万円となり、これに対する所得税の税額は、先ほどの計算でいくと五四万一〇〇〇円となります。これに法人に対する税金を合わせると約一〇〇万円となります。これでも個人経営の場合に比べれば、一〇万円程度も税金が安い計算になります。個人住民税への影響を考えればメリットはさらに大きくなります。

法人の利益を少なく見積もれば、額は小さくなりますが、八〇〇万円以下でも法人化による節税のメリットがないわけではありません。しかし、法人化すれば管理運営にも経費がかかります。経理は複式簿記でやることになりますが、省力化を図り、しかも迅速かつ正確に記帳をしようとするれば、パソコンの導入も必要となります。また、申告は税理士に依頼することにもなるでしょう。

複式簿記により経営を把握することや、税理士という専門家による第三者から経営を分析してもらってアドバイスを受けることも法人化の金銭とはまた別のメリットといえます。したがって、これらに費用がかかるといっても節税額と単純に相殺されるような性格のものではありません。しかしあえてこれを法人化に伴う費用と考えれば、だいたい八〇〇万

円ぐらいが税金面でのメリットのであるラインの目安となります。

■消費税の節税

つぎに、売上高についてですが、これは消費税が大きく関係してきます。

年間の税抜き売上高が四〇〇万円の経営で簡易課税制度を選択しているとすると、売上高の三％は一二〇万円。農業のみなし仕入率は七〇％ですので、実際に納付する年間の消費税額は、一二〇万円の三〇％の三六万円からさらに限界控除税額の一八万円を引いた一八万円。これが法人化することによって二年間免税となり、二倍の三六万円が節税となります。

消費税の納税義務は、前々年または前々事業年度の課税売上高が三〇〇万円を超える事業者に限られています。法人成りといっても個人経営と法人経営では別の人格ですので、設立した法人には設立初年度と次年度は納税義務はありません。一方、法人設立には登記などの諸費用がかかります。ただし農業の場合には、かなりの部分で関係機関の無償の協力が見込めますので、この消費税の節税額でその相当部分をまかなえるのではないでしょう。

ここで注意が必要なのは、法人成りに伴って経営資産を個人から法人に売却するとその分に消費税がかかるので、譲渡する資産は農産物や肥料・飼料などの棚卸資産にとどめておいた方がよいでしょう。固定資産については、当初は個人から法人へのレンタルとし、個人の消費税の納税義務がなくなつたあと、時期をみて法人に譲渡するなどの工夫が必要です。

自分の経営を客観的に

診断する

第1回

法人化のメリットのある

現代の農業では、種々の要因により、数字上の経営管理の必要性が高まっていると言える。事実、農業用ソフトの需要は高くなる一方だし、少しずつながらも経営体の法人化の数も年々増えている。そこで今回より全国農業コンサルタント協議会に協力していただき、財務諸表の数値など客観的要素をもとにし

農業経営体とは

全国農業経営コンサルタント協議会
事務局 森剛一

注意が必要な 贈与税の納税猶予

法人化に伴う税務上の問題点としてあげられるのが、農業者年金の経営委譲年金の受給に伴う農地の生前一括贈与による贈与税の納税猶予措置です。

法人化により、後継者が贈与を受けた農地を法人に譲渡または貸し付けた場合には、納税猶予措置は打ち切られます。一方、後継者に対する農地の貸付けにより経営を委譲した場合には、いったん後継者から農地を返してもらって法人に対して農地を貸し付ければよいので問題はありません。ところが、贈与の場合には農地を返すことができません。かりに返したとすると、贈与が二回行われたことになり、なんと二重に贈与税が課せられてしまいます。

他にもある法人化による 節税のメリット

このほか、青色申告法人には五年間の赤字の繰り越しが認められます。

また、個人経営にも認められている制度ですが、法人でも農業生産法人の要件を満たす場合には割増償却制度の適用があります。この制度は、これまで稲作などの土地利用型農業を主な対象としていましたが、平成六年度の税制改正において、畜産・園芸なども適用対象となるよう要件が拡充されました。

さらに強力なのが、平成五年度税制改正で新設された「農用地利用集積準備金

農業経営コンサルタントおよび土地相続を専門とする
全国の税理士、公認会計士の連絡協議会
●事務局 〒114 東京都品川区西五反田7-1-19 五反田HSビル2階
TEL 03-3495-4164
FAX 03-5496-1093

制度」です。これは、青色申告書を提出する特定農業法人が農業収入の10%以下の金額を準備金として積み立てた金額の損金算入を認めています。準備金は、積立事業年度の翌事業年度以後五年間据え置くことができ、準備金積立額の分の利益について、六年間の課税繰り延べの効果をもっています。年間の農業収入が四〇〇万円の法人であれば四〇〇万円までの繰り入れが認められます。したがって、この制度の適用を受けられれば、ほとんどの場合、利益が出ても当面の間、法人の利益にかかる税金を払わないですむようになります。

法人の設立当初は、財務内容を健全にするため、利益を出して内部留保をすすめることが必要ですが、そのために給与水準を引き下げて利益を出すと法人税などが重くのしかかり節税のメリットが失われかねません。しかしこうした制度を活用すれば、当面の間、安心して利益の留保に努めることができます。また、この準備金は、決算において利益を計上した後に利益処分形で積み立てることも可能なので、金融機関などに対する対外信用力に配慮した決算書を作成できます。

なお、この特定農業法人としての認定については、市町村や農協、農業委員会

て経営診断を連載していく。もし、読者の中で診断を受けたい方がいらしたら、編集部までご連絡いただきたい。今回は序章として「メリットのある法人化」について、そのガイドラインを探っていく。次回以降は農業法人あるいは青色申告の農家の具体例を取り上げて経営診断を解説していく。(編集部)

など地域の関係団体との事前の相談が必要となります。さきほどの割増償却制度の農業経営改善計画の認定についても同じことが言えます。

その他の制度上のメリット

税制以外の制度上のメリットとしては、まず、制度資金の枠拡大があげられます。代表的なものとしては、総合施設資金の場合、個人では一億円が上限ですが、法人では三億円となります。また、一戸一人について、これまでは個人経営と同様の扱いになっていましたが、現在では法人として扱われるようになっていきます。

社会保険の充実については、①年金②医療保険③労災保険④雇用保険⑤退職金制度などがあります。

▲労災保険

これらの中で、現在もつともおなじりになっていいると思われる労災保険についてふれておきます。

これからの農業経営では、家族労働だけでなく、雇用労働の重要性が高まってくることは衆目の一致するところ。しかし、一方で、人を雇うとなれば、農作業の安全対策に対して万全を尽くさなければなりません。そして万一の事故に備えるため、事業主としての最低限の義務が労災保険への加入です。

しかし、個人経営の農業については暫定任意適用事業とあって、事業主はおろか雇用される労働者についても手続きをしなければ労災の適用は受けられません。この手続については、事業主自身の労災保険への特別加入の手続きとの関連があつて、事実上、農協を通じて行うことになっていきます。しかし農協によっては、労災保険を取り扱う労働保険事務組合の資格を持っていないところもあります。そのような地域では、労災保険加入は難しくなります。

これに対して、法人の場合には、強制適用となります。強制適用であっても、労災保険加入の手続きをして保険料を払わなければならないことはいうまでもありませんが、かりに未手続であっても、事故の際には労働者は保護され、保険給付が受けられます。もちろんこうした場合には、事業主にも、相当の負担が求められます。ところが、個人事業の農業については、事業主が労災保険に特別加入している場合を除いて、未手続の場合には労災保険の適用がないため、事業主が自己の責任において、労働基準法に定められた補償を全額行わねばなりません。

これは労災保険が、年金や医療保険などの他の保険制度と違い、保険給付にあたって、業務上の事故であるか否かなどの認定を必要とするという特殊性からくるものです。農業経営については、雇用形態について臨時的なものも多く、個人の農業経営体の数も多いため、その実態の把握が難しいことから、残念ながら、他の産業とは異なる取り扱いとなっている現状です。